

沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会

関係規程

目次

1	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	1
2	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行規則	7
3	助言又はあっせんに関する要領	8
4	沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の非公開及び傍聴について	13
5	傍聴要領	14

○沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例

平成25年10月29日
条例第64号

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例をここに公布する。

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 障害を理由とする差別の禁止等（第7条—第17条）

第3章 障害を理由とする差別等を解消するための支援（第18条—第24条）

第4章 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策（第25条—第37条）

第5章 雑則（第38条）

第6章 罰則（第39条）

附則

沖縄県では、県民の心に根ざした人と人とのつながりを大切にする相互扶助の精神に基づき、共に助け合う地域社会が築かれてきた。

しかしながら、障害のある人については、障害を理由とする差別を受けたり、良好な居住環境、自由な移動、情報の利用等が十分に確保又は配慮されていないこと等の様々な要因により、自己の望む生活を十分に実現できているとは言えない。

また、障害のない人にとって問題にならないことが障害があることにより社会的障壁となったり、障害のある人に対する理解の不足、誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を余儀なくされている人も少なくない実態がある。

さらに、本県においては、離島及びへき地における厳しい生活条件が、障害のある人にとって不利なものになっている。

このような状況において、私たちに今こそ求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実とともに、障害のある人に対する障害を理由とする差別等をなくしていく取組である。

ここに私たちは、国際社会や国内の動向を踏まえ、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とした様々な困難を余儀なくされている人々の状況に鑑み、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（基本理念）

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、全ての障害のある人が障害のない人と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村及び県民の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村と協力し、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に関する理解を深めるとともに、第1条に規定する共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 県は、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止等

(障害を理由とする差別の禁止等)

第7条 何人も、第3項及び次条から第17条までに規定する行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

3 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

(福祉サービスの提供における差別の禁止)

第8条 福祉サービス(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス又はこれに類する福祉サービスをいう。以下同じ。)を提供する者は、障害のある人に福祉サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為

(2) 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強制する行為

(医療の提供における差別の禁止)

第9条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為

(2) 法令に特別の定めがある場合を除き、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離する行為

(サービスの提供等における差別の禁止)

第10条 サービスの提供又は商品の販売を行う者は、障害のある人にサービスを提供し、又は商品を販売する場合(第8条、前条及び第12条から第15条までに規定する場合を除く。)において、障害のある人に対して、障害を理由として、サービスの本質を著しく損なうこととなることその他の正当な理由がなく、サービスの提供又は商品の販売を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。

(雇用等における差別の禁止)

第11条 事業主は、障害のある人を労働者として雇用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、応募若しくは採用を拒み、又は条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為

- (2) 賃金、労働時間その他の労働条件について、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、不利益な取扱いをする行為
- (3) 本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の正当な理由がなく、解雇し、又は退職を強制する行為
(教育における機会の付与)

第12条 校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人に教育を行う場合において、障害のある人に対して、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等に応じ、本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えなければならない。
(建築物等の利用における差別の禁止)

第13条 不特定かつ多数の者の利用に供される建築物その他の施設の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人が建築物その他の施設を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、当該施設の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、当該施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。
(公共交通機関の利用における差別の禁止)

第14条 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、障害のある人が旅客施設（同条第5号に規定する旅客施設をいう。以下この条において同じ。）又は車両等（同条第7号に規定する車両等をいう。以下この条において同じ。）を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、旅客施設及び車両等の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。
(不動産取引における差別の禁止)

第15条 不動産の取引を行う事業者は、不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。
(意思の表明の受領における差別の禁止)

第16条 障害のある人から意思の表明を受けようとする者は、当該障害のある人に対して、障害を理由として、当該障害のある人が選択した意思の表明の方法によっては表明しようとする意思を確認することに著しい支障のあることその他の正当な理由がなく、意思の表明を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為をしてはならない。
(情報の提供における差別の禁止)

第17条 障害のある人から情報の提供を求められた者は、当該障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあることその他の正当な理由がなく、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為
- (2) 手話、点字その他障害の特性に応じた手法での情報の提供が可能である場合に、当該情報の提供を拒む行為

第3章 障害を理由とする差別等を解消するための支援

(障害のある人に関する理解の促進)

第18条 県は、障害のある人に関する県民の理解を深めるため、障害のある人と協力し、障害のある人が権利の主体であることを踏まえた啓発活動の推進、公共的団体の関係者への研修その他の必要な施策を講ずるものとする。
(差別事例相談員に対する支援等)

第19条 県は、市町村が行う事務又は事業のうち、前章の規定に違反する行為（以下「差別等」という。）に該当すると思われる事例に関する相談業務及び相談事業を遂行するもの（以下「差別事例相談員」という。）に対して、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に規定するもののほか、市町村が地域の実情に応じて行う障害を理由とする差別等を解消するための施策を策定し、又は実施する場合は、市町村に対して、情報の提供、技術的助言そ

の他の必要な協力を行うものとする。

(広域相談専門員)

第20条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実にに行わせるため、障害を理由とする差別等の解消に関し優れた識見を有するものと認められる者を広域相談専門員として任命することができる。

- (1) 専門的な見地から行う差別事例相談員への必要な技術的助言に関する業務
- (2) 差別等に関する相談事例の調査及び研究に関する業務
- (3) 前2号の業務に付随する業務

2 知事は、前項の規定により任命をしようとする場合は、あらかじめ、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会（第24条に規定する沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会をいう。第22条及び第23条において同じ。）の意見を聴かななければならない。

3 広域相談専門員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域相談専門員は、正当な理由がなく、この条例の規定により業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(助言又はあっせんの求め)

第21条 差別等を受けた障害のある人、その家族、保護者、後見人その他の関係者は、知事に対し、助言又はあっせんを求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障害のある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第22条 知事は、前条の規定による求めがあった場合は、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、前項の規定により知事から求めがあった場合は、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は差別等の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。

3 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認める場合は、差別等に係る関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

4 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、差別等の解消に必要なあっせん案を作成し、これを当該差別等に係る関係者に提示することができる。

(勧告)

第23条 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会は、前条第4項に規定するあっせん案を提示した場合において、差別等をしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、当該差別等をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、差別等をしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会)

第24条 障害を理由とする差別等の解消に関し、助言又はあっせんを行わせ、及び必要な事項を調査審議させるため、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

2 調整委員会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、障害を理由とする差別等の解消に関して優れた識見を有する者であって、次に掲げるもののうちから、知事が任命する。

- (1) 障害のある人又はその家族
- (2) 福祉、医療、雇用、教育等の関係団体を代表する者
- (3) 経営者又は経営団体を代表する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、正当な理由がなく、この条例の規定により業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、また、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策

(障害福祉サービスの充実)

第25条 県は、市町村が実施している障害福祉サービスの種類及び量の把握に努め、広域的な見地から障害福祉サービスの充実に必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の場の拡大)

第26条 県は、事業者に対する障害のある人の雇用の啓発、障害のある人が働きやすい環境の整備及び一般就労への移行を促進し、雇用の場の拡大等に必要な施策を講ずるものとする。

(教育の充実)

第27条 県は、障害のある人が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善し、又は克服し、自立を目指すようにするため、特別支援教育の充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町村と協力し、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、障害のある児童及び生徒の就学指導その他の支援に関して、障害のある児童及び生徒並びに保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重するよう必要な施策を講ずるものとする。

(移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン及びバリアフリー化の促進)

第28条 県は、障害のある人の移動又は施設の利用の円滑化を図るため、障害の有無、性別、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように考えられた都市又は生活環境のデザイン並びに障害のある人が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(駐車場の確保等)

第29条 県は、障害のある人の自動車による円滑な移動に資するため、自動車の乗降に支障のない広さを有する路外駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。)の確保及び自動車の乗降に支障のある人の駐車を妨げる行為の防止その他の適切な駐車場の利用に関する必要な施策を講ずるものとする。

(住宅環境の整備)

第30条 県は、障害のある人が地域で自立して生活するため、不動産事業者、障害福祉サービス事業者等と協力し、住宅環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

(障害の特性に応じた情報提供)

第31条 県は、障害のある人に関する障害の特性に応じた情報の提供に必要な施策を講ずるものとする。

(差別等をなくすための民間の活動の促進)

第32条 県は、障害のある人に関する県民の理解を深めるため、障害のある人に対する差別等をなくすための民間の活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(障害のある人同士による相談体制の充実)

第33条 県は、障害のある人が自己の抱える課題を主体的に解決する力を取り戻し、又は高めるため、同様の経験を有する障害のある人同士による問題解決のための相談体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動等に参加できる環境の整備)

第34条 県は、障害のある人の地域における生活の質を高めるため、文化芸術活動、観光、スポーツ又はレクリエーションに参加できる環境の整備に関する必要な施策を講ずるものとする。

(市町村防災計画に関する情報提供等)

第35条 県は、障害のある人の防災及び災害時の避難について、市町村における防災計画に関する市町村への情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(離島等における障害のある人に対する福祉の充実)

第36条 県は、障害のある人が生まれ育った地域で暮らすことができるよう、事業者、障害福祉サービス事業者、関係行政機関等と協力し、離島及びへき地における地域の実情や課題に対応する障害のある人に対する福祉に関し必要な施策を講ずるものとする。

(基本的施策の計画的推進)

第37条 県は、市町村と協力し、この章に規定する基本的施策の計画的推進を図るものとする。

第5章 雑則

(規則への委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第39条 第20条第4項又は第24条第6項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第24条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第20条第1項の規定による広域相談専門員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項及び同条第2項の規定の例により行うことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、障害のある人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行規則

平成25年10月29日

規則第87号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言及びあっせんの求め)

第2条 条例第21条の規定により助言又はあっせんを求めようとする者は、障害を理由とする差別等の解消に関する助言（あっせん）申請書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請書の提出があったときは、処理の結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第3条 条例第24条第1項に規定する沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、あっせんによる解決の見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。

(助言又はあっせんの報告)

第4条 調整委員会は、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、差別等の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないと認めるとき、前条の規定によりあっせんを打ち切ったとき、又は助言若しくはあっせんにより解決が図られたときは、知事に対しその旨を報告するものとする。

(調整委員会の会長等)

第5条 調整委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、調整委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調整委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 調整委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調整委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 調整委員会の庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調整委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会による
助言又はあっせんに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行規則（平成25年沖縄県規則第87号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）が行う助言又はあっせんに関する事務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事前調査)

第2条 調整委員会の会長（以下「会長」という。）は、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号。以下「条例」という。）第22条第1項の知事からの求めを受けたときは、調整委員会の庶務を担う子ども生活福祉部障害福祉課（以下「事務局」という。）に対し、申請事案に係る事実関係の確認等のため、事前調査を指示することができる。

2 事務局は、会長の指示に従い、差別等に係る関係者に対し調査を行い、その内容を当該申請に係る初回審議の際に提示するものとする。

(申請の却下)

第3条 会長は、申請事案の内容が第5条各号のいずれかに該当することが明らかなきときは、当該申請を却下することができる。

2 前項の規定により申請を却下したときは、会長は、規則第4条の規定に基づき知事に対しその旨を報告するとともに、次の調整委員会においてこれを報告するものとする。

(審議への不参加)

第4条 会長は、委員自身又は家族等の関係者が申請事案の当事者となる場合は、当該委員を審議に参加させないことができる。

2 前項の規定により委員を参加させないとしたときは、会長は、次の調整委員会においてこれを報告するものとする。

3 会長及び委員は、第1項の規定に該当する場合には、調整委員会の許可を得て、審議に参加しないことができる。

(助言又はあっせんの不実施)

第5条 条例第22条第2項の助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は差別等の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないときと

は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 受けたとされる差別等の行為が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分の取消し、撤廃又は変更を求めるものである場合
 - イ 裁判において係争中の事案又は判決により既に権利関係が確定している事案に関するものである場合
 - ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）その他の法令により、他の機関が既に調査又は権限の行使を行っているものである場合
 - エ 調整委員会による調査の結果、差別等の行為の存在が確認できない場合
- (2) 求める助言又はあっせんの内容が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 違法な内容である場合
 - イ 実現不可能な内容である場合
 - ウ 差別等をしたとされる者に対する損害賠償等、金銭の請求が内容である場合
- (3) 同一事案で、過去に助言又はあっせんの申請を行ったことがある場合
- (4) 当事者間の主張の隔たりが大きく、調整点を見出すことが困難な場合
- (5) 繰り返し任意の調査に協力を求めても調査協力が得られなかった場合
- (6) 申請後の状況の変化により、申請事案の内容が解決した場合
- (7) その他、調整委員会が、助言又はあっせんにより申請事案の解決に資すると認められないと判断した場合

（調整委員会が行う調査）

第6条 条例第22条第3項の規定による資料の提出又は説明の求めの方法及び内容は、調整委員会の審議により決定する。

2 申請者又は当該差別等をしたとされる者から申出があるときは、調整委員会において口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、調整委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 調整委員会は、審議に必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（助言又はあっせんの方法）

第7条 調整委員会の行う助言又はあっせんは、原則として書面により行うものとする。

(あっせんの打切り)

第 8 条 規則第 3 条のあっせんによる解決の見込みがないと認めるときとは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 差別等をしたと認められる者が条例第 23 条第 2 項の知事による勧告に応じない場合
- (2) 申請者があっせんの打切りを申し出た場合
- (3) その他、調整委員会が、あっせんによっては申請事案の解決の見込みがないと判断した場合

(議事録)

第 9 条 調整委員会は、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 出席委員名
- (3) 会議の公開・非公開の別
- (4) 議事概要
- (5) その他必要な事項

2 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の非公開及び傍聴について（平成 26 年 3 月 24 日会長決定）第 1 項の規定により、会議を非公開とした場合は、前項第 1 号及び第 3 号を除き議事録は公開しないものとする。

(標準的な事務処理手順)

第 10 条 前条までのほか、助言又はあっせんに関する標準的な事務処理については、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 17 日から施行する。

別表

項目	処理概要・留意事項	関係規定
1 申請書の受付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事（障害福祉課）は、申請書に記載漏れ等の不備がないか確認の上、「差別等の概要」、「求める助言又はあっせんの内容」については、詳細な内容を確認する。 ○ 申請者に対し、条例、規則、本要領の内容を説明する。 ○ 事前に広域相談専門員への相談を経ていない場合は、可能な限り、当該相談を先に行うよう理解を求める。 	条例第21条
2 調整委員会への付託	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事（障害福祉課）は、速やかに調整委員会へ付託する。 	条例第22条第1項
3 事前調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局は、会長の指示に基づき、第1回の審議のために必要な事前調査を行う。 ○ 事務局は、申請者、差別等をしたとされる者に対し、本要領第6条第2項の口頭説明を求めるかを確認し、会長に報告する。 	要領第2条 要領第6条第2項
4 申請の却下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長は、本要領第3条の規定により、申請事案を却下する場合は、知事にその旨を報告する。 	要領第3条
5 第1回審議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主な審議内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 申請者からの口頭説明 ② 今後の審議手順、スケジュールの検討 ③ 差別等をしたとされる者、その他関係者への調査内容の検討 	条例第22条第3項 要領第6条
6 事務局による調査、整理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局は、審議結果に基づき、差別等をしたとされる者、その他関係者への調査を実施し、その結果を会長に報告する。 	要領第6条
7 第2回審議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主な審議内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 事務局から調査結果の報告 ② 差別等をしたとされる者からの口頭説明 ③ 助言又はあっせんの方向性の検討 	条例第22条第2項、第3項 要領第6条

項目	処理概要・留意事項	関係規定
8 第3回審議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主な審議内容 (助言又はあっせんを行う場合) <ul style="list-style-type: none"> ・助言又はあっせん案の決定 (助言又はあっせんを行わない場合) <ul style="list-style-type: none"> ・助言又はあっせんを行わない理由の整理 <p>※ 必要に応じて、第4回以降の審議を行う。</p>	<p>条例第22条 第2項</p> <p>要領第5条</p>
9 助言又はあっせんの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局は、審議結果に基づき、当事者の一方又は双方に対し、助言又はあっせん案を文書により通知する。 ○ 審議の結果、助言又はあっせんを行わない場合は、事務局は、その旨を知事に報告する。 ○ 報告を受けた知事（障害福祉課）は、申請者に対し、その処理の結果を文書により通知する。 	<p>条例第22条 第2項</p> <p>要領第7条</p> <p>規則第4条</p> <p>規則第2条 第2項</p>
10 当事者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助言を実施した場合、当事者の一方又は双方に通知を行った時点で、当該事案に対する対応は終了とする。 ○ あっせんを実施した場合、当事者双方があっせん案を受諾したときは、当該事案に対する対応は終了とする。 	<p>条例第22条 第2項</p>
11 知事への報告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局は、助言又はあっせんにより解決が図られたときは、その旨を知事に報告する。 ○ 報告を受けた知事（障害福祉課）は、申請者に対し、その処理の結果を文書により通知する。 	<p>規則第4条</p> <p>規則第2条 第2項</p>
12 知事への勧告の求め	<ul style="list-style-type: none"> ○ あっせんを実施した場合において、差別等をしたと認められる者が正当な理由なくあっせん案を受諾しない場合は、再度調整委員会を開催し、知事への勧告について協議する。 	<p>条例第23条 第1項</p>
13 あっせんの打ち切り	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本要領第8条各号に該当する場合は、再度調整委員会を開催し、あっせんの打ち切りについて協議する。 	<p>規則第3条</p> <p>要領第8条</p>

沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の 非公開及び傍聴について

平成26年3月24日

沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会会長

本調整委員会は、会議の公開について次のとおり定める。

1 会議の非公開について

本調整委員会は、障害を理由とする差別等の解消に関する助言又はあっせんを行うために必要な事項を調査審議する機関となり、その性質上、特定の個人又は事業者等の秘密を扱うことになるため、次のいずれかに該当する場合を除き、原則非公開とする。

- (1) 調整委員会の運営事項を決定するとき
- (2) 広域相談専門員の任命に関する意見を聴取するとき
- (3) その他、特定の個人又は事業者等の秘密を扱うことを審議事項としないとき

2 公開の方法

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 傍聴を認める定員は、会議の内容、会場の規模を勘案し、あらかじめ定める。
- (3) 会議の公開に当たっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定める。
- (4) 会議を公開する場合は、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等について、本調整委員会の庶務を処理する沖縄県障害福祉課担当による会議開催の公表時に示すこととする。

傍聴要領

平成26年 3 月 24 日
沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会会長

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

2 会議の秩序及び維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 3 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が 3 の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会場を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、調整委員会の会長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障になる行為をしないこと。